

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年9月25日

九州地方整備局 川内川河川事務所長 坂元 浩二

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、川内川河川事務所が管理する小倉排水機場のポンプ設備（以下「当該設備」という。）の修繕工事に関する公示である。

本工事は、当該設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）・改良」するためのものであるが、当該工事にて施工後に生じた故障原因の追究・対処だけでなく、施工した設備が設備全体に与える影響によって発生する不具合の検討やその対策立案等を含むものであり、単に機器の修繕を行うだけのものではない。

また、本工事の工事目的を達成するためには、当該設備の「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・製作・修繕を行わなければならないが、それには工事契約の受注者（以下「受注者等」という。）が独自に管理し保有している技術ノウハウ（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

揚排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、たとえ一部のシステム構成機器を修繕する場合でもシステム全体の熟知が必要となることから、本工事の実施にあたり、3. の応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本工事に必要な要件を有している受注者等を修繕工事受注予定者として契約手続きに移行することとし、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、受注者等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修繕工事受注予定者を決定し、契約手続きへ移行する。

2. 工事の概要

(1) 工事件名

小倉排水機場機械設備修繕工事

(2) 工事内容

本工事は、川内川河川事務所が管理する小倉排水機場の2号主ポンプ駆動設備等の機能維持を目的として修繕を行うものである。

主な工事内容は以下のとおりである。

小倉排水機場

・主ポンプ駆動設備	更新	1基
・系統機器設備	更新	1式

(3) 工期末 平成30年6月10日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般競争（指名競争）参加資格のうち、機械設備工事に係る認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④競争参加資格に係る申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤九州地方整備局における機械設備工事のうち、平成25年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。

⑥参加意思を表明しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（ロ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（ロ）において同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑦九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。

⑧警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑨参加意思確認書の提出を求める公示に関する説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 恒常的な雇用関係に関する要件

- ・配置予定技術者については、参加意思表示する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 技術力に関する要件

- ・本工事に係る検査及び試験に関する自らの組織体制を証明できること。
- ・本工事完成後の発注者からの修繕に関する問合せに対応可能な組織体制が整備されていること。

(4) 実績に関する要件

- ・平成14年度以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した、以下のア)又はイ)のいずれかの要件を満たす工事の施工実績を確認する。

ア) 揚水又は排水を目的としたポンプ1台当たり吐出量が1.25m³/s以上のポンプ設備(陸上ポンプ)を製作し据付した工事

イ) 揚水又は排水を目的としたポンプ1台当たり吐出量が1.25m³/s以上のポンプ設備(陸上ポンプ)の主ポンプ設備又は主ポンプ駆動設備を修繕(改造及び更新を含む)した工事

なお、「製作し据付した」とは自社工場でポンプ設備全体のシステム設計及び主要機器である主ポンプ設備の製作を行い、設備全体を施工した場合とする。

(5) 業務執行体制に関する要件

- ・(4)に掲げる工事の経験を有する技術者を監理(主任)技術者として配置できること。

4. 手続き等

(1) 担当部局

①契約関係

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

九州地方整備局 川内川河川事務所 経理課 専門官

電話：0996-22-3272 (直通) (内線226)

FAX：0996-22-6907

②技術関係

〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

九州地方整備局 川内川河川事務所 施設管理課

電話：0996-22-3287 (直通) (内線395)

FAX：0996-22-3808

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成29年9月25日(月)から平成29年10月13日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②交付場所：上記(1)①に同じ

③交付方法：交付場所にて交付する。郵送による交付を希望する場合は、郵送料を別に必要とする。電送(ファクシミリ)等による交付は行わない。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：平成29年10月16日(月)12時00分

②提出場所：上記(1)①に同じ

③提出方法：持参、郵送(書留郵便に限る。)による。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出期限は、平成29年11月6日(月)17時00分までを予定している。また、提案された企画提案書について確認の必要が生じた場合は、ヒアリングを実施するものとする。

(4) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていない場合も4.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は「公示に関する説明書」による。